(3)　証券化エクスポージャーのうち、第五章において自己資本控除とすることが規定されているものは同様に扱い、かつ、無格付の流動性補完又は信用補完であるものの所要自己資本は同章に基づき賦課される額を下限としていること。

ヘ　バック・テスティングの結果から、個別リスクを正確に把握していることを説明できること。

ト　流動性の劣るポジション又は価格の透明性が限られているポジションから発生し得るリスクを、現実的な市場シナリオのもとで保守的に把握していること。

二　片側九十九パーセントの信頼区間及び十営業日の保有期間を超えるイベント・リスクのうち、リスク計測モデルによって把握されていない部分について、最終指定親会社が、当該リスクの自己資本に与えうる影響をストレス・テスト等の適切な手法により把握していること。

2　金融庁長官は、リスク計測モデルがデフォルト・リスクを十分に把握していないこと以外の点において前項の要件を満たす場合であって、最終指定親会社が、第二百五十三条のマーケット・リスク相当額に次の各号のいずれかの額を加えた額をマーケット・リスク相当額とするときは、前項の規定にかかわらず、個別リスクの算出について第二百五十条の承認をすることができる。

一　当該最終指定親会社がリスク計測モデルによる算出以外の方法によりデフォルト・リスクのために必要な自己資本額に相当するものとして算出し、その算出の合理性を説明することができた額。ただし、前項第一号ホただし書の要件を満たすことを要する。

二　当該最終指定親会社が信用リスク・アセットの額の算出に用いる手法と同一の手法によって算出した信用リスク・アセットの額を十二・五で除して得た額

3　前項の場合において、リスク計測モデルの計測対象にデフォルト・リスクに該当するものが含まれている場合、最終指定親会社は、第二百五十三条各号のバリュー・アット・リスクの額からデフォルト・リスクに相当する額を控除することができる。

4　第一項第一号ホ(3)（第二項第一号ただし書において準用する場合を含む。）に掲げる要件は、最終指定親会社が次に掲げる事項を立証した場合には適用されない。

一　当該最終指定親会社等が、第一項第一号ホ(3)に掲げる証券化エクスポージャー（クレジット・デリバティブを主要な構成要素とする合成型証券化取引においてはクレジット・デリバティブ）の流動性が高く取引の活発な市場における反復継続的な参加者であること。

二　前号の市場に、互いに独立した者が真に取引を成立させる意図をもって提示する売却及び購入の価格が常に存在し、次のイ又はロとの関連性が合理的に認められる価格による約定が一日以内になされ、かつ、当該価格で取引慣行に従い短時間で決済できること。

イ　直近の約定価格

ロ　価格競争的な市場において真に取引を成立させる意図をもって提示された売却又は購入の価格

三　十分な市場データを最終指定親会社が保有し、第一項第一号ホ(1)に掲げる要件を満たしたうえで、当該証券化エクスポージャーのデフォルト・リスクを、階層化によるリスクの特性も含めて、内部的な手法により計測していること。

（変更に係る届出）

第二百五十六条　第二百五十条の承認を受けた最終指定親会社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一　承認申請書の記載事項に変更がある場合

二　承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合

三　第二百五十二条及び前条に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合

2　前項第三号に基づく届出を行う場合には、最終指定親会社は、当該最終指定親会社が承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出とあわせて、又はその後速やかに提出しなければならない。

（承認の取消し）

第二百五十七条　金融庁長官は、次の各号に該当する場合、第二百五十条の承認を取り消すことができる。

一　第二百五十四条第一項に規定する超過回数が十回以上であって、内部モデル方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出することが不適当と認められる場合

二　最終指定親会社が第二百五十四条第三項の規定による届出を怠った場合、前条第一項第二号に基づく届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合において、内部モデル方式を継続して用いさせることが不適当と判断したとき。

第三節　標準的方式

第一款　標準的方式によるマーケット・リスク相当額

（標準的方式によるマーケット・リスク相当額）

第二百五十八条　標準的方式を用いて算出するマーケット・リスク相当額は、第一号から第四号までに掲げる各リスク・カテゴリーについて算出するマーケット・リスク相当額及び第五号に掲げるオプション取引に係るマーケット・リスク相当額の合計額とする。

一　金利リスク・カテゴリー

二　株式リスク・カテゴリー

三　外国為替リスク・カテゴリー

四　コモディティ・リスク・カテゴリー

五　オプション取引

第二款　金利リスク・カテゴリー

（金利リスク・カテゴリー）

第二百五十九条　前条第一号に掲げる金利リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額は、債券、譲渡性預金、転換権のない優先株その他の金融商品並びにこれらの派生商品取引（関連する原資産のポジションに変換するものとする。）及びこれらのオフ・バランスのポジション（以下「債券等」という。）に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額とする。この場合において、異なる通貨間でポジションを相殺してはならない。

（クレジット・デリバティブ以外の派生商品取引のポジションの相殺）

第二百六十条　クレジット・デリバティブ以外の派生商品取引のポジションの相殺の要領は次の各号に掲げるものとする。

一　発行者、表面利率、通貨及び満期が等しい同一商品の両側のポジションについては、現物のポジション又は想定上のポジションのいずれの場合であっても、標準的方式によるリスク算出対象から個別リスク及び一般市場リスクの双方について除外することができる。

二　先物取引又は先渡取引のポジションとこれらの取引に対応する原資産のポジションが対当している場合は、これらを相殺することができる。また、先物取引又は先渡取引に対して二以上の引渡しが可能な商品がある場合において、引渡しを行う最終指定親会社等にとって最も有利な原資産が特定されており、かつ、当該先物取引又は先渡取引の価格と原資産価格との間に強い相関関係が認められるときは、当該先物取引又は先渡取引のポジションと原資産のポジションを相殺することができる。

三　債券等の派生商品取引のロング・ポジション又はショート・ポジションは、同一の原資産に関連するものであり、名目価値が同額であり、かつ、同一通貨建てである場合には、次のイからハまでに掲げる取引の区分に応じそれぞれ当該イからハまでに定める条件を満たすときに限り、相殺することができる。異なるスワップ取引の片側のポジション同士も、同様とすることができる。

イ　先物取引　満期の差が七日以内であること。

ロ　スワップ及びFRA　変動金利のポジションについて、指標となるレートが同一のものであり、かつ、表面利率の差が十五ベーシス・ポイント以内であること。